

医療情報取得および医療 DX に関する施設基準につきまして

当院は、国の施策によりマイナンバーカードを用いて医療情報を取得できる体制を整備しております。患者様ご自身でマイナンバーカードを使用して受付の認証端末での認証操作についてご協力をお願いいたします。この仕組みは医療機関同士の連携による適切な診療や、診療費の抑制に寄与するものです。マイナンバーカードで認証いただくことで、下記情報が利用可能になります。

- ・健康保険証の資格の有無
- ・高額療養費制度の負担区分
- ・他院での投薬履歴
- ・特定検診情報

また、国の医療デジタル化推進政策(医療 DX)に則り、当院では令和 6 年度中の電子処方箋システムの導入を予定しております。

以上の施設取り組みに関して以下の加算を算定させていただきます

<初診時>

医療 DX 推進体制整備加算 8点 (初診時のみ)

健康保険証利用、または情報利用同意なしの場合	医療情報取得加算 1	3 点
マイナ保険証利用 + 情報利用同意あり	医療情報取得加算 2	1 点

<再診時>

健康保険証利用、または情報利用同意なしの場合	医療情報取得加算 3	2 点
マイナ保険証利用 + 情報利用同意あり	医療情報取得加算 4	1 点

※初診料を算定する場合とは過去に当院を受診されていた方でも、久しぶりの受診や新たな疾患で受診された場合は初診料の算定をする場合がございます。

院長